

令和元年12月17日

釜石市議会議長 木村林蔵 様

会派名 公明党

報告者 細田孝子



会派視察調査報告書

当会派所属議員による視察調査を下記の通り実施しましたので報告致します。

1. 視察項目；「魚津市民バス事業について」

日 時 ; 令和元年11月28日(木) 14:45~16:15

参加者 ; 細田孝子 山崎長栄

相手方 ; 富山県魚津市議会 副議長 林久嗣

富山県魚津市 環境安全課 生活交通係 係長 菅田 宏亮

富山県魚津市 環境安全課 生活交通係 栗岡 宏充

視察場所 ; 魚津市役所 議長応接室

「研修内容」

魚津市は、県東部に位置し、北西は富山湾に面している総面積200.6km²、人口約42000人のまちである。南東部には北アルプスを背負い、市域の約70%が標高200m以上の急勾配な山地で占められ、台地から平坦地、海岸へと穏やかな斜面を形成し、富山湾に注がれる4つの河川沿いが居住地になっている。少子高齢化が顕著で高齢化率が33.4%であり、今後も高齢化の進展が想定されている。

魚津市民バス運行の背景には、少子化と高齢化社会の進展、中山間地の過疎化、公共交通空白地域の存在等が挙げられている。平成13年、民間事業所によるバス路線の11路線中9路線が休廃止になり、地域住民の新たな公共交通体系による足の確保をはかることが急務になった。そのため、平成13年10月からコミュニティバス(市街地巡回ルートの原型)、平成14年4月からコミュニティタクシー(郊外ルートの原型)の実験運行を開始し、平成18年度まで足の確保に取り組んでいる。

魚津市は、本格運行への移行にあたり、①各地域でNPO法人を設立する②事業費の3分の1を運賃収入で確保する。此の2つの条件を住民側が受け入れるならバス運行の継続を行う、受け入れ無いのであればバス運行を終了すると提案し、判断を迫った。結果として各地域が提案を受け入れる事として、平成19

年度から本格運行が開始されている。各地域では運転手の確保や、3分の1の収入確保の工夫をされ、或いは地域住民のマイバス意識の醸成が図られるような取り組みも行われている。しかし、本格運行から8年が経過し、NPO法人の中心者の高齢化や、事業費3分の1の確保困難地域の発生等で継続が困難に陥る。平成27年度からは交通事業者への運行委託に変更し、3分の1の収入確保条件も廃止されている。運行事業者の変更に伴い、メリット、デメリットは其々あるが、NPO法人の役目としては、バス運行事業者と地域のつなぎ役として、バスサポーター制度の推進や、マイ時刻表の作成などバス利用者増加に向けた取組みに努めている。

「所感」

魚津市民バス事業は、谷あいに沿った小学校区ごとをバス路線とし、隣接する隣町との境を越境しない市内ののみの運行としている。コミュニティバスやコミュニティタクシーの実験運行から本格運行に移行する際、住民に対して、バス運行継続に厳しい条件を提案した行政の対応にも驚いたが、その条件を受け入れた住民側にも感心させられる。この提案の受け入れは、バス運行は決して行政任せではなく、住民も共に支えていくとの責任と覚悟の表明では無かつたのではないか。交通事業者に委託されるようになり、マイバスという意識の低下がみられるようになったと伺い残念であったが、現在取り組まれているバス利用者増加の為の工夫は、当市に於いても参考になるのではないか。何よりも参考にしなければならないことは、足の確保対策の政策決定においては、まちの中心部から離れ、不自由を感じている地域の声など、多数の意見を伺った上で決定されなければならないということではないのか。

2. 視察項目；「三世代同居推進事業について」

日 時 ；令和元年11月29日（金） 13:40～15:00

参加者 ；細田孝子 山崎長栄

相手方 ；富山県砺波市 議会事務局 局長 有澤 哲郎

富山県砺波市 議会事務局 調査係長 林 哲広

富山県砺波市 企画調整課 越野 宏子

研修場所 ；砺波市役所3階 特別会議室

「研修内容」

砺波市は、県西部に位置し、砺波平野の中心にあり、市域を庄川が縦貫している屋敷林に囲まれた家々が点在する「散居村」が広がる田園風景が美しいまちである。総面積が 127.03 km²、人口約 48400 人であり、市内には多種多様な商業施設が揃い、医療や子育て環境、高齢者福祉なども充実している。このような背景から、人口減少率は県都・富山市に次いで 2 番目に少なく、住みやすさを誇っている。また、三世代同居世帯率は、19.3% であり、全国平均 5.7% や、富山県平均 13.2% に比較すると、三世代世帯の数が多いことが認識できる。

砺波市は、稻作農家が多く、以前から大きい家も多いことから、其の地域性を活かし、次世代への文化等の継承や子育てや介護等を世代間で支え合えるようになると、人口対策の施策として、平成 27 年度から三世代同居推進事業を全庁挙げて取り組んでいる。

事業内容は、大きく 4 分野に分けられ、それぞれ 2 事業の 8 事業に取り組んでいる。①子育て支援では、0 歳から 2 歳まで自宅で育児をした場合、最大 10 万円の給付、出生祝いとして絵本購入や予防接種等に利用できるクーポン券の交付、②住宅の新築・増改築支援では、工事費の一部補助、③高齢者・介護者支援では、高齢者への労いとして 75 歳以上の方が市内で宿泊や飲食をする際に利用できる 1 万円分の利用証の交付と要介護認定 4 以上のショートステイ料金の自己負担分補助、④世代間交流支援では、祖父母と孫が一緒に対象施設を訪れた場合に入館料無料と、自治会などで昔遊び等を通じ 3 世代交流をした場合の経費補助を実施している。事業開始から 3 年目で見直しがされ、同居のみならず近居(同一自治振興会区内または直線距離 500m 内)も含められている。

事業効果については次期国勢調査が出なければ判らないとのことであった。

「所感」

核家族化が増えている昨今、三世代による同居が注目されている。共働き世帯が増える中、同居や近居によって、若い世代は祖父母に子育てや家事を手伝ってもらい安心して子育てができる環境が整い、祖父母は子どもが同居もししくは近居することで日常生活に安心感がある。事業の利用状況は、子育て支援や高齢者支援、世代間交流支援については利用されているが、住宅の助成については今年度初めて一軒が申請しているとのことであり、事業効果が人口対策に繋がるには、長期間の実施が必要ではないかと考える。当市の三世代同居率は 6.1% と低いが、同居だけでは無く近居の推進も含めた三世代で助け合う家族づくりは必要であり、推進の検討を行うべきと考える。